

商 標 登 録 要 件

1 商標登録要件の概要

商標登録出願の願書に商標として記載されたものが商標法上の商標であることが必要である。

つぎに、商標登録出願の願書に記載された商標すなわち出願商標に商標権が付与されるためには、出願商標が自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができることすなわち識別性を有することが要求される。また、出願商標が不登録事由に該当するときには、出願商標に商標権は付与されない。また、同一または類似の商品、役務に使用する同一または類似の商標について複数の商標登録出願がなされた場合には、最初に商標登録出願をした者に商標権が付与される。

そして、このような商標登録要件の全てを充足するとき、出願商標に商標権が付与され、商標登録要件のうちの一つでも充足しないときには、出願商標に商標権は付与されない。

2 商標であること

商標権は商標について付与される。したがって、商標登録出願の願書に商標として記載されたものが商標法上の商標に該当しないと判断されたときには、商標権は付与されない。ここで、商標は、「文字、図形、記号若しくは立体的形

状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」でなければならない。すなわち、商標は文字、図形、記号、立体的形状のうちの少なくとも1つを構成要素とし、これに色彩を加えてもよい。たとえば、「おもむき」のような文字からなる文字商標、アニメのキャラクターのような図形からなる図形商標、文字を図案化したモノグラムのような記号からなる記号商標、タクシーの屋根に取り付けられる立体表示物のような立体的形状からなる立体商標は商標として認められ、また図形と文字とを組み合わせた商標のように文字、図形、記号、立体的形状を組み合わせたものも商標である。しかも、上記のような商標に色彩を付したものも商標である。

しかし、商標は文字、図形、記号、立体的形状を構成要素とするから、商標は必ず視覚により認識されるものでなければならず、音、においなどを構成要素とするものは商標とは認められない。

また、商標は文字、図形、記号、立体的形状のうちの少なくとも1つを構成要素としたものでなければならないから、色彩のみからなるものは商標には該当しない。

3 使用する商標であること

自己の業務に係る商品、役務について使用する商標であることが必要であり、自己の業務に係る商品、役務について使用しないことが明らかであるときには、商標登録を受けることができない。すなわち、出願人の業務の範囲が法令上制限されているために、出願人が指定商品、役務にかかる業務を行わないことが明らかな場合、あるいは指定商品、役務にかかる業務を行なうことができる

者が法令上制限されているために、出願人が指定商品、役務にかかる業務を行なわないことが明らかな場合には、商標登録を受けることができない。たとえば、銀行でない者が指定役務を「内国為替取引」として商標登録出願をしたときには、商標登録を受けることができない。

4 識別性

商標登録出願の願書に商標として記載されたものが商標法上の商標に該当すると判断された場合であっても、出願商標が自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができないときには、商標権は付与されない。この商標登録要件を識別性の要件ということが多い。

商標登録制度は登録商標を独占的に使用することができる商標権を付与することにより、消費者が商品の出所を混同するのを防止し、商品、役務の取引秩序を維持して、商標を使用する者の利益を保護するとともに、消費者が期待を裏切られることがないようにする制度であるが、出願商標が自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができないときには、その出願商標に出所表示機能を認めることができないから、その出願商標の使用によっては消費者の出所の混同を防止することができず、商品、役務の取引秩序を維持することができない。このため、以下のような識別性を有しない商標には商標権を付与しない。

普通名称

指定商品、役務の普通名称を表示する標章（マーク）のみからなるのから商

標については商標登録を受けることができない。ここで、普通名称とは、消費者によって一般的に商品、役務の名称であると認識されているものをいう。たとえば、指定商品が「茶わん」のときには、出願商標「茶わん」については商標登録を受けることができない。

普通名称が商品、役務について使用されていたとしても、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができず、また特定の者に普通名称の使用を独占させるのは不当であるから、指定商品、役務の普通名称のみからなる商標については商標登録を受けることができない。

ただし、出願商標が普通名称を特殊の態様で表示した商標であるときには、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができるから、この出願商標について商標登録を受けることができる。たとえば、指定商品が「茶わん」であっても、出願商標が「茶わん」の文字を特殊の形態にした商標であるときには、この出願商標について商標登録を受けることができる。

慣用商標

指定商品、役務について慣用されている商標すなわち慣用商標については商標登録を受けることができない。ここで、慣用商標とは、特定の商品、役務についてその商品を製造、販売し、その役務を提供する多数の者によって慣用的に使用されている商標をいう。たとえば、指定商品が「弁当」のときには、出願商標「幕の内」については商標登録を受けることができない。

慣用商標は多数の者によって慣用的に使用されている商標であるから、慣用商標が商品、役務に使用されたとしても、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができず、また特定の者に慣用商標の使用を独占させるのは不当であるから、慣用商標については商標登録を受けることができない。

ただし、たとえば慣用商標と同様の文字を使用した商標であっても、特殊の態様で表示した結果慣用商標とは認められなくなれば、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができるから、その商標について商標登録を受けることができる。たとえば、指定商品が「弁当」であり、出願商標が「幕の内」の文字を特殊の形態にした商標であって、慣用商標とは認められないときには、出願商標について商標登録を受けることができる。

商品の産地等を表示する商標

商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格、生産若しくは使用の方法を表示する標章のみからなる商標、役務の提供の場所、質、提供に供する物、効能、用途、数量、態様、価格、提供の方法若しくは時期を表示する標章のみからなる商標については商標登録を受けることができない。たとえば、指定商品が「時計」の場合には、出願商標が「正確」のみからなる商標であるときには商標登録を受けることができない。

このような商標は、商品、役務の特性を表示するものであって、このような表示が商品、役務について使用されていたとしても、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができず、また特定の者にこのような商標の使用を独占させるのは不当であるから、このような商標については商標登録を受けることができない。

ただし、たとえば産地等を表示する文字を使用した商標であっても、特殊の態様で表示した商標であるときには、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができるから、その商標について商標登録を受けることができる。たとえば、指定商品が「時計」であり、出願商標が「正確」の文字を特殊の形態にした商標であるときには、その出願商標について商標登録を受けるこ

とができる。

ありふれた氏、名称を表示する商標

ありふれた氏または名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については商標登録を受けることができない。たとえば、指定商品にかかわらず、出願商標「佐藤」、「鈴木」については商標登録を受けることができない。

このような商標が商品、役務について使用されていたとしても、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができず、また特定の者にこのような商標の使用を独占させるのは不当であるから、このような商標については商標登録を受けることができない。

ただし、たとえば氏を表示した商標であっても、特殊の態様で表示した商標であるときには、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができるから、その商標について商標登録を受けることができる。たとえば、出願商標が「佐藤」の文字を特殊の形態にした商標であるときには、その出願商標について商標登録を受けることができる。

極めて簡単な商標

極めて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標については商標登録を受けることができない。たとえば、指定商品にかかわらず、出願商標「○」、「□」は商標登録を受けることができない。

このような商標が商品、役務について使用されていたとしても、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができないから、このような商標については商標登録を受けることができない。

その他の需要者が識別できない商標

以上の普通名称等に該当しない商標であっても、需要者が何人の業務に係る商品、役務であるかを識別することができない商標については商標登録を受けることができない。たとえば、出願商標「平成」については商標登録を受けることができない。

普通名称等に該当しない商標であっても、需要者が何人の業務に係る商品、役務であるかを識別することができない商標がありうるが、このような商標も商標登録を受けることができない。

結合商標の識別性

産地と普通名称とを組み合わせた商標のような結合商標は、全体として需要者が何人の業務に係る商品、役務であるかを識別することができないときには商標登録を受けることができない。たとえば、商品「茶わん」のときには、商標「東京茶碗」は需要者が何人の業務に係る商品であるかを識別することができないと判断されたときには、商標「東京茶碗」については商標登録を受けることができない。しかし、結合商標が全体として需要者が何人の業務に係る商品、役務であるかを識別することができるときには、その結合商標は商標登録される。たとえば、仮に商標「東京茶碗」は需要者が何人の業務に係る商品であるかを識別できると判断されたときには、商標「東京茶碗」は商標登録される。

使用による識別性

商品の産地等を表示する商標、ありふれた氏、名称を表示する商標、極めて

簡単な商標であっても、使用された結果需要者が何人の業務に係る商品、役務であるかを識別することができるものについては商標登録を受けることができる。たとえば、甲により商品「茶わん」について商標「佐藤」が使用された結果、商標「佐藤」が付された「茶わん」は特定の者が製造、販売するものであることが需要者に認識されたときには、甲は商品「茶わん」について商標「佐藤」の商標登録が認められる。

商品の産地等を表示する商標について商標登録が認められないのは、商品の産地等を表示する商標は一般的には自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができないからであるが、そのような商標を使用した結果、自己の商品、役務と他人の商品、役務とを識別することができるようになれば、出所表示機能を発揮することができるから、商標登録が認められる。

なお、商標が使用された商品、役務が何人の業務に係る商品、役務であるかを全国の消費者等の需要者が識別することができなければ、商標登録を受けることができない。たとえば、上述の例で、関東の需要者には商標「佐藤」が付された「茶わん」は特定の者が製造、販売するものであることが需要者に認識されているが、関東以外の地域の需要者には商標「佐藤」が付された「茶わん」は特定の者が製造、販売するものであることが需要者に認識されていないときには、甲は商品「茶わん」について商標「佐藤」の商標登録を受けることができない。

商標権は全国的に効力を有するから、もし仮に商標が使用された商品、役務が何人の業務に係る商品、役務であるかを一部の地域の需要者が認識することができる商標の商標登録を許容すると、上記の一部の地域以外の地域においては、何人の業務に係る商品、役務であるか識別することができない商標を独占的に使用することができる結果となる。たとえば、上述の例で、関東の需要者

には商標「佐藤」が付された「茶わん」は特定の者が製造、販売するものであることが認識されているが、関東以外の地域の需要者には商標「佐藤」が付された「茶わん」は特定の者が製造、販売するものであることが認識されていないときにも、甲が商品「茶わん」について商標「佐藤」の商標登録を受けることができる」とすると、関西では自己の商品と他人の商品とを識別することができない商標「佐藤」を甲が独占的に使用することができる結果となる。

5 不登録事由

識別性を有する商標であっても、私益の調整の観点、公益上の理由から商標登録を受けることができない商標がある。このような商標登録を阻却する事由を不登録事由という。

商標登録制度は登録商標を独占的に使用することができる商標権を付与する制度であるが、出願商標の使用により他人の権利を侵害し、また公益を害する結果となることは避けなければならない。このため、以下のような商標には商標権を付与しない。

既登録商標

出願商標がすでに商標登録された商標すなわち既登録商標と同一または類似の商標であって、出願商標の指定商品と既登録商標の指定商品とが同一または類似のときには、商標登録を受けることができない。

もし仮に、既登録商標と同一または類似であり、かつ指定商品が同一または類似の出願商標に商標権を付与し、複数の者が同一または類似の登録商標を同

一または類似の指定商品に使用したときには、商品の出所の混同が生ずるおそれがあるから、出願商標が既登録商標と同一または類似であって、出願商標の指定商品と既登録商標の指定商品とが同一または類似のときには、商標権を付与しない。たとえば、甲が商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標権を取得しているにもかかわらず、乙が商標「趣け」、指定商品「茶わん」について商標権を取得したときには、消費者が甲の商標「おもむき」が使用された商品「茶わん」と間違えて乙の商標「趣け」が使用された商品「茶わん」を購入するおそれがあり、この場合には甲の茶わんの販売数が減少することもあり、このような場合には甲に不利益を与える結果となるから、乙には商標「趣け」、指定商品「茶わん」についての商標権を付与しない。

なお、出願商標が既登録商標と同一または類似の商標であっても、出願商標の指定商品と既登録商標の指定商品とが非類似であれば、出願商標について商標登録を受けることができる。たとえば、出願商標Aと既登録商標Bとが同一または類似であっても、出願商標Aの指定商品が「茶わん」であり、既登録商標Bの指定商品が「和紙」であるときには、商品「茶わん」と商品「和紙」とは非類似であって、出願商標Aについて商標登録を受けることができる。

ここで、出願商標の指定商品が複数の場合には、出願商標の全ての指定商品が既登録商標の指定商品と非類似であることを要する。したがって、出願商標の1つの指定商品が既登録商標の指定商品と同一または類似であるときには、出願商標の残りの指定商品の全てが既登録商標の指定商品と非類似であっても、商標登録を受けることができない。たとえば、出願商標の指定商品が「茶わん、鉄瓶」であり、既登録商標の指定商品が「茶わん、風鈴」であって、出願商標の指定商品「茶わん」が既登録商標の指定商品と同一であるときには、出願商標の残りの指定商品「鉄瓶」が既登録商標の指定商品「茶わん、風鈴」と非類

似であっても、商標登録を受けることができない。

出願商標の1つの指定商品が既登録商標の指定商品と同一または類似であるときにも、その指定商品については出所の混同が生ずるおそれがあるからである。たとえば、上述の例では、商品「茶わん」について出所の混同が生ずるおそれがある。

また、出願商標の商標登録が認められないのは、出願商標と同一または類似である既登録商標すなわち引用既登録商標の出願日が出願商標の出願日より前である場合に限られる。したがって、商標、指定商品が同一または類似の複数の出願商標について商標登録出願がなされたときには、出願日が最初の出願商標に商標権が付与され、その他の出願商標については商標登録を受けることができない。

商標を最初に使用した者に商標権を付与することも考えられるが、この場合には、商標の使用を開始した時期を証明するのが困難であり、また先に商標の使用を開始したが、後に商標登録出願をしたときには、すでに商標登録された商標が存在することがあり、この場合にはすでに商標登録された商標の商標登録を無効にしなければならず、権利関係が不安定になる。これに対して、最初に商標登録出願をした者に商標権を付与すれば、商標登録出願の出願時を証明するのは容易であり、また後に使用を開始したことを理由としては商標登録が無効とされることはないから、権利関係を安定にすることができる。

また、出願商標の商標登録が認められないのは、引用既登録商標が他人のものである場合に限られる。たとえば、甲が登録商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標登録を受けているときに、甲が出願商標「趣け」、指定商品「茶わん」について商標登録出願をしたときには、商標「おもむき」と商標「趣け」とが類似であったとしても、甲は出願商標「趣け」について商標登録を受

けることができる。

商標登録出願人と既登録商標の商標権者が同一人であるときには、既登録商標と類似の出願商標とが商標登録され、商標権者が両登録商標を使用したとしても、出所の混同が生ずるおそれがないからである。たとえば、上述の例で、甲が出願商標「趣け」、指定商品「茶わん」について商標登録を受け、甲が指定商品「茶わん」について登録商標「趣け」を使用したときに、需要者が商標「おもむき」が付された商品「茶わん」を製造、販売している営業主が商標「趣け」が付された商品「茶わん」を製造、販売している営業主と同一であると認識したとしても、商品の出所の混同は生じない。

また、登録商標が出願商標と同一または類似であり、指定商品が出願商標の指定商品と同一または類似である商標権が消滅したとしても、商標権が消滅した日から1年を経過していないときには、出願商標について商標登録を受けることができない。たとえば、甲が商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標登録出願をした場合に、乙の登録商標「趣け」、指定商品「茶わん」についての商標権が存続期間の満了により消滅したとしても、乙の商標権が消滅した日から1年を経過していないときには、甲は出願商標について商標権を取得することはできない。

商標権が消滅し、商標権者が登録商標であった商標を使用しなくなったとしても、しばらくはその商標に化体した信用が残存していて、他人がその商標と同一または類似の商標を使用すれば、商品の出所の混同を生ずるおそれがあるから、商標権が消滅した日から1年を経過していないときには、そのような商標に商標権を付与しない。たとえば、乙の登録商標「趣け」、指定商品「茶わん」の商標権が存続期間の満了により消滅したとしても、しばらくは商標「趣け」に化体した信用が残存していて、甲が商標「おもむき」を商品「茶わん」に使

用すれば、商品の出所の混同を生ずるおそれがあるから、乙の商標権が消滅した日から1年を経過していないときには、甲の出願商標「おもむき」に商標権を付与しない。

以上は商品についての商標登録出願について説明したが、役務についての商標登録出願についても同様である。

周知商標

他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標すなわち周知商標と同一または類似の商標であって、周知商標が使用されている商品と同一または類似の商品について使用する商標については商標登録を受けることができない。たとえば、商標「趣け」が乙の製造、販売する商品「茶わん」を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときには、商標「趣け」は周知商標であり、乙が商標「趣け」、商品「茶わん」について商標権を取得していなくとも、甲が商品を「茶わん」またはそれに類似する商品「きゅうす」を指定商品として商標「趣け」またはそれに類似する商標「おもむき」について商標登録出願をしたとしても、甲は商標権を取得することができない。

周知商標と同一または類似の商標を周知商標が使用されている商品と同一または類似の商品に使用したときには、商品の出所の混同が生ずるおそれがあり、周知商標について他人の商標権が成立したときには、周知商標を使用していた者の利益を害することとなるからである。たとえば、上述の例で、甲に商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標権を付与したときには、消費者は甲が製造、販売し、商標「おもむき」が付された商品「茶わん」は乙が製造、販売したものと誤認するおそれがあり、乙の利益を害することとなる。

もちろん、周知商標を周知にした者が周知商標と同一または類似の商標であって、周知商標が使用されている商品と同一または類似の商品について商標登録出願をしたときには、商標登録を受けることができる。たとえば、商標「おもむき」が甲の製造、販売する商品「茶わん」を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたとしても、甲が商品を「茶わん」またはそれに類似する商品「きゅうす」を指定商品として商標「おもむき」またはそれに類似する商標「趣け」について商標登録出願をしたときには、甲は商標権を取得することができる。

周知商標を周知にした者が、周知商標と同一または類似の商標であって、周知商標が使用されている商品と同一または類似の商品について商標権を取得したとしても、商標権者が登録商標を使用したときに、商品の出所の混同が生ずることはなく、また周知商標を使用していた者の利益を害することとはならない。たとえば、上述の例で、甲に商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標権を付与したとしても、商標「おもむき」が付された商品「茶わん」について出所の混同は生じることはなく、また当然甲の利益を害することとはならない。

以上は商品についての商標登録出願について説明したが、役務についての商標登録出願についても同様である。

なお、誤って周知商標が商標登録された場合にも、周知商標を使用していた者は先使用による使用权を有し、周知商標の使用を継続することができる。(商標権 6 参照)

品質誤認

商品の品質、役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標には商標権は付与さ

れない。たとえば、出願商標「かに」、指定商品「水産物の缶詰」について商標登録出願をしたときには、商品「かきの缶詰」以外の「水産物の缶詰」に商標「かに」を使用した場合に、かにを原材料とする缶詰であるとの誤認を生ずるおそれがあるから、商標権は付与されない。

商品の品質、役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標に商標権を付与したときには、公衆の取引を混乱させることになる。たとえば、上述の例で、商標「かに」が付された商品「かきの缶詰」以外の「水産物の缶詰」を、その缶詰は「かきの缶詰」であると誤認して購入した者は、不利益を受けることになるから、このような商標には商標権を付与しない。

なお、上述の例で、指定商品を「かきの缶詰」にすれば、商品の品質の誤認が生ずるおそれはないが、この場合には商品の品質を表示する商標であって、識別性を有しない商標であると認定されて、やはり商標権を取得することができない。(4参照)

その他の不登録事由

日本の国旗、菊花紋章、外国の国旗等と同一または類似の商標は指定商品にかかわらず商標登録を受けることができない。私人に独占的に日本の国旗等と同一または類似の商標を使用させるべきではないからである。

また、条約等によって外国に対して商標登録をしないと約束した商標、たとえば世界貿易機関の加盟国の紋章等であって、経済産業大臣が指定するものと同一または類似の商標は、指定商品、役務にかかわらず商標登録を受けることができない。

また、他人の氏名等を含む商標も、指定商品、役務にかかわらず商標登録を受けることができない。ただし、その他人の承諾を得ている場合には、商標に

他人の氏名等が含まれていたとしても、その商標について商標登録を受けることができる。

6 先願

複数の商標登録出願の出願商標が同一または類似であり、指定商品が同一または類似であるときには、最初に商標登録出願をした者に商標権が付与される。これを先願主義という。たとえば、甲が指定商品「茶わん」、商標「おもむき」について商標登録出願をしたのちに、乙も指定商品「茶わん」、商標「おもむき」について商標登録出願をしたときには、甲に商標権が付与される。

上述の如く、最初に商標を使用した者に商標権を付与することも考えられるが、この場合には最初に商標登録出願をした者を決定することが困難な場合があるが、先願主義においては最初に商標登録出願をした者を判断するのは容易である。

また、同一または類似の指定商品について使用する同一または類似の商標についての複数の商標登録出願が同日になされたときには、商標登録出願人の協議により定めた商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。たとえば、甲と乙とが商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について同日に商標登録出願をしたときには、甲、乙に対して特許庁から協議をするようにとの要請がなされ、甲と乙との協議により「甲」と定めたときには、甲のみが商標登録を受けることができる。

複数の商標登録出願が同日になされたときには、優先順位を定めることができないから、同日に投票登録出願をした商標登録出願人の協議により定めた商

標登録出願人にのみ商標権を付与する。

もし、商標登録出願人の協議が成立しないときには、くじにより定めた商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。たとえば、上述の例で、甲と乙との協議が成立しない場合には、甲と乙とがくじを引き、甲がくじに当たったときには、甲のみが商標登録を受けることができる。

商標登録出願人の協議が成立しないときには、だれも商標登録を受けることができないとした場合には、協議に参加した者の商標登録出願の後に商標登録出願をした者が商標登録を受けることができることとなり、不合理であるから、くじにより定めた商標登録出願人のみが商標登録を受けることができることにした。たとえば、上述の例で、甲、乙の協議が成立しないときには、甲も乙も商標登録を受けることができないとした場合には、甲、乙の商標登録出願のちに丙がやはり商標「おもむき」、指定商品「茶わん」について商標登録出願をしていたときには、丙の商標登録出願は甲、乙の商標登録出願の後願であるにもかかわらず、丙が商標登録を受けることができることとなり、不合理である。

以上は商品についての商標登録出願について説明したが、役務についての商標登録出願についても同様である。

7 一商標一出願

商標登録出願は商標ごとにしなければならない。たとえば、同一の願書で商標「おもむき」と商標「ことぶき」とについて商標登録出願をすることはできず、商標「おもむき」と商標「ことぶき」とについて商標登録出願をするときには、2つの商標登録出願をする必要がある。

しかし、上述の如く、同一の願書で複数の商品、役務を指定して商標登録出願をすることができる。たとえば、商品「茶わん」と役務「茶道の教授」とを指定商品、役務とすることができる。

また、指定商品、役務の表示が不明確なときには、商標登録を受けることができない。たとえば、指定商品の記載が「茶わんおよびその関連商品」であるときには、「茶わんの関連商品」にどのような商品が含まれるのかが不明確であって、商標登録を受けることができない。

指定商品、役務の表示が不明確なときには、他の出願商標、既登録商標の指定商品、役務と同一または類似であるか否かの判断、商標権を侵害するか否かの判断が困難である。たとえば、上述の例では、既登録商標の指定商品が「はし」であるときには、商品「はし」が「茶わんの関連商品」であるか否かが不明確であり、既登録商標の指定商品「はし」と同一であるか否かの判断が困難であるから、商標登録を受けることができない。

なお、分類表（商標登録出願3参照）に記載されている商品、役務については、分類表に示された商品名、役務名を記載すれば、指定商品、役務の表示が不明確であると認定されることはないが、必ずしも全ての商品、役務が分類表に記載されているわけではなく、新たに開発されたような商品は分類表に記載されていないから、このような商品を指定商品とするときには、適切な商品名を記載する必要がある、たとえば携帯用のMP3形式の音楽再生装置を指定商品とするときには、指定商品を「携帯用MP3形式音楽再生装置」とすることが考えられる。しかし、このような指定商品の表示が不明確であると判断されたときには、商標登録を受けることができない。

8 地域団体商標

地域団体商標について商標登録を受けるためには、事業協同組合等の構成員の業務に係る商品を表示するものとして、地域団体商標が需要者の間に広く認識されていることが必要である。たとえば、甲町漁業協同組合の構成員の業務に係る商品「あわび」を表示するものとして、地域団体商標「甲あわび」が需要者の間に広く認識されているときには、甲町漁業協同組合は指定商品を「あわび」として地域団体商標「甲あわび」について商標登録を受けることができる。

上述の如く、地域の名称と普通名称、慣用名称（たとえば、商品「織物」について「織」、商品「茶わん」について「焼」など）等とを組み合わせた結合商標は識別性を有しない商標として商標登録を受けることができないのが原則である（4参照）。しかし、地域団体商標が需要者の間に広く認識され、地域団体商標に信用が化体したときに、産地の事業協同組合等の構成員以外の者によって、産地がその地域以外の商品にも地域団体商標が付されることがあり、この場合には産地の事業協同組合等の構成員が不利益を被るとともに、産地がその地域以外の商品の品質が良好ではないときには、消費者は期待を裏切られることとなり、また産地の事業協同組合等の構成員の商品に対する消費者の信用を損なうことになる。たとえば、上述の例で、甲町漁業協同組合の構成員以外の者によって、産地が甲町以外の商品「あわび」にも地域団体商標「甲あわび」が付されることがあり、この場合には甲町漁業協同組合の構成員が不利益を被るとともに、産地が甲町以外の商品「あわび」の品質が良好ではないときには、消費者は期待を裏切られることとなり、また甲町漁業協同組合の構成員の商品「あわび」に対する消費者の信用を損なうことになる。そこで、地域の名称と

普通名称、慣用名称等とを組み合わせた結合商標であっても、事業協同組合等の構成員の業務に係る商品を表示する商標として需要者の間に広く認識されていけば、出所表示機能を発揮することができるから、その商標は地域団体商標として商標登録を受けることができることとした。たとえば、甲町漁業協同組合の構成員の業務に係る商品「あわび」を表示するものとして「甲あわび」が需要者の間に広く認識されているときには、商標「甲あわび」が地域の名称「甲」と指定商品の普通名称「あわび」とを組み合わせた結合商標であっても、甲町漁業協同組合は地域団体商標「甲あわび」について商標登録を受けることができる。

ただし、地域団体商標の指定商品に地域の名称と密接な関係を有しない商品が含まれるときには、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標として商標登録を受けることができない。たとえば、上述の例で、指定商品を「あわび」としたときには、地域の名称「甲」と密接な関係を有しない商品すなわち甲町以外の地域で採れた「あわび」が含まれ、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるから、指定商品を「甲産のあわび」としなければならない。

(内容は平成19年9月1日現在)